

石川県議会 意見書 採択される

3月14日の当政治連盟の第12回定時大会でも議論のありました地域主権会議における法務局が担う登記の事務及び権限を地方に移管する問題について、大阪府、神奈川県、富山県、茨城県、静岡県、福島県、北海道、鹿児島県、東京都、政令指定都市である横浜市、和歌山県、岐阜県、千葉県、高知県、大分県、長野県、徳島県及び埼玉県に続き石川県議会においても地方自治法第99条の規程による本件権限を地方に移管することについて反対する旨の意見書を国会及び関係行政機関（衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣及び内閣官房長官宛）に提出する意見書が採択されました。

全国における法務局が担う登記の事務及び権限を地方に移管する問題については、各土地家屋調査士会及び各土地家屋調査士政治連盟並びに各地方自治体政治家のお力のおかげで、既に19の都道府県及び政令指定都市において反対の意見書を提出いただいており、国民の財産を守る意味においても国民の支持を得る結果を得ているものと思われます。今後もこの運動が広がっていくことを期待させていただきます。

詳細については以下を参照ください。

石 調 政 連 発 第 1 0 号

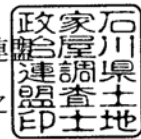
平成 2 4 年 1 2 月 2 5 日

全国土地家屋調査士政治連盟

会 長 横山 一夫 様

石川県土地家屋調査士政治連

会 長 道場 昌之



登記の事務・権限等の地方への移管反対の請願について（ご報告）

寒冷の候 貴職におかれては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、格別のご厚情を賜り感謝申し上げます。

さて、当政治連盟では石川県土地家屋調査士会との連名により石川県議会に対し、「登記の事務・権限等の地方への移管に反対する意見書の提出を求める請願」を提出し、平成 2 4 年 1 2 月 1 9 日採択されましたのでご報告いたします。

なお、石川県議会ホームページに掲載されておりますことを申し添えます。

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/gikai/gaiyou/201211/documents/gian201211.pdf>

議会議案第14号

登記の事務、権限等の地方への移譲に反対する意見書

現在、国と地方団体との間では、「地域のことは地域で決める」という理念の下、地方分権改革を推進するため、国の出先機関を原則廃止して地方自治体への事務、権限等の移譲を進めていくための協議が続けられており、この中で、法務局が行っている登記の事務、権限等についても、検討が行われている。

言うまでもなく、現在の国と地方の役割分担の抜本的な見直しは、真の地方分権の実現に欠くことのできない重要な課題であり、国から地方への税源移譲等による確実な財源措置の実現とともに、今後とも強力に推し進められなければならない。

しかしながら、安全な不動産取引等の実現を通じて重要な財産を守り、国民の権利擁護に寄与する登記制度は、高い中立性、公正性が求められることから、その事務や権限については、現在と同様、国の機関である法務局において、全国的に統一された基準により直接行われる必要がある。

また、登記事務の執行にあたっては、高度な法律的専門知識に裏付けられた判断が不可欠であり、地域によって運用に格差が生じることのないよう、国において一元的、体系的に研修や教育を実施していくべきである。

よって、国におかれては、登記の事務、権限等を地方への移譲対象とせず、国の機関である法務局が引き続き担うこととするよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月19日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
法務大臣	
内閣官房長官	

石川県議会

請 願 書

石 川 県 土 地 家 屋 調 査 士 会

石 川 県 土 地 家 屋 調 査 士 政 治 連 盟

(別紙)

登記の事務・権限等の地方への移管に反対する意見書の提出を求める請願

1. 請願の要旨

石川県議会におかれましては、平素より石川県民のため県政にご尽力されておりますことに敬意を表しますとともに、土地家屋調査士制度の健全な発展にご理解をいただいておりますことに厚く御礼申し上げます。

平成22年6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」では、国の出先機関の原則廃止姿勢の下、地方自治体への事務・権限等の移譲など抜本的な改革を進めることが定められました。私どもは、「国と地方の役割分担の見直しを行い、事務・権限を地方自治体に移譲することなどにより抜本的な改革を進め、地域における行政を地方自治体が自主的かつ総合的に実施できるようにする」という同大綱に定める国の出先機関改革の理念については反対するものではありません。しかし、「法務局が行う事務・権限を地方に移管すること」につきましては、私ども土地家屋調査士の業務は法務局等が行う事務と密接に関係することからその理念の実現を目指すことと反するものであることを知る者として懸念を抱き、請願いたします。

2. 請願の理由

(1) 法務局等が行う登記制度は、国民の重要な財産を守り、不動産取引の安全に寄与する信用制度であり、中立性・公正性の高い機能を有している。また、国民の権利擁護に係るものであり、全国統一した法解釈や運用を要し、統一した事務処理基準を堅持する必要がある。筆界の判断において、土地の所有者等権利者の認識とは異なる場合であっても、国が示すゆえに受け入れられるものであり、それは法14条地図整備事業の限りなくゼロに近い筆界未定率からも明らかである。よって、国の機関である法務局等が全国的に統一した基準により直接実施しなければならないことを申し述べる。

(2) 法務局等の登記官が職務を遂行するに当たっては、民法、不動産登記法、会社法、民事訴訟法等のその高度な法律的専門的知識・能力に基づく判断が求められている。地方に移管された場合、地方自治体及びその職員の能力について著しい負担が生じるとともに、その地域の財政状況の格差その他の事情によって能力

の格差が生じることも懸念される。登記は不動産取引等経済活動に密接に関係するものであり、安全安心に、さらに迅速円滑に処理され続けなければならない。したがって、登記事務に従事する専門職員の教育及び研修は、長期的な視点をもって、国が一元的・体系的に行うべきであることを申し述べる。

3. 請願の項目

貴議会在、国会及び政府に対し、法務局が担う登記の事務及び権限を地方に移管することについて反対する意見書を提出することを採択していただくよう請願します。

平成24年 月 日

石川県議会議長 山田 憲昭 殿

紹介議員

住 所 金沢市新神田三丁目9番27号
団 体 名 石川県土地家屋調査士会
代 表 者 会長 村谷正己 ㊞
電話番号 076-291-1020

住 所 金沢市新神田三丁目9番27号
団 体 名 石川県土地家屋調査士政治連盟
代 表 者 会長 道場昌之 ㊞
電話番号 076-291-1020